

令和7年白川町議会第1回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 令和7年3月4日（火）午後1時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2

議第20号 令和6年度白川町一般会計補正予算（第7号）

議第21号 令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第22号 令和6年度白川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3

議第9号 白川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議第12号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第14号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第15号 白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 白川町こども発達支援教室設置に関する条例を廃止する条例について

議第18号 白川町新庁舎建設工事請負契約の変更について

議第19号 蘇原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4

議第23号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

日程第5

発議第1号 白川町議会の議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第6

発議第2号 白川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

て

3. 出席議員 1番 三戸勝徳議員、2番 杉山哉史議員、3番 伊佐治優議員、
4番 田口守也議員、5番 佐伯好典議員、6番 梅田みつよ議員、
7番 今井昌平議員、8番 渡邊昌俊議員、9番 藤井宏之議員

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	佐伯正貴君、	副町長	安江章君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	藤井充宏君、
庁舎整備室長	竹腰耕太郎君、	企画課長	渡口彰規君、
町民課長	長尾茂気君、	保健福祉課長	長尾ひろみ君、
農林課長	長尾弘巳君、	林政推進対策監	今井健吾君、
建設環境課長	中村豊君、	教育課長	大岩裕樹君、
会計管理者	三ツ石克明君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書記	田口直子君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

議長

皆様、こんにちは。

午前中は補正予算に対する予算決算審査常任委員会を開催していただきました。ただいまから白川町議会第1回定例会の2日目を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

議長

ただいまから、本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

議長

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番 伊佐治優議員、4番 田口守也議員を指名します。

◇日程第2

議第20号 令和6年度白川町一般会計補正予算（第7号）

議第21号 令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第22号 令和6年度白川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

議 長

日程第2 議第20号「令和6年度白川町一般会計補正予算（第7号）」、議第21号「令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議第22号「令和6年度白川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」、以上3件については、2月27日の本会議において、予算決算審査常任委員会にその審査を付託してありますので、委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

議 長

予算決算審査常任委員会 伊佐治優委員長。

（予算決算審査常任委員会 委員長 伊佐治優登壇）

予算決算審査常任委員長

予算決算審査常任委員会に付託された、議第20号「令和6年度白川町一般会計補正予算（第7号）」、議第21号「令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議第22号「白川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について、審査の結果を報告します。

本委員会は、本日、委員全員の出席のもと、執行部から詳細な説明を受け、活発かつ慎重な審議を行った結果、全員の賛成をもって原案通り可決するものと決しました。

今回の補正予算では、令和6年度末で各種計画事業の規模が決まったことによる減額補正となっているが、その中で、企画費のふるさと納税件数の増加、林業費で間伐事業等の事業量が増えたことは、次年度に向け、頼もしさを感じます。また、町民の安全を守る冬の除雪関連事業は、多くの皆さんがその業務に当たり、安全安心を届けていただけることに誠に感謝申し上げます。

今年度も残りわずかとなりました。今回の補正予算は、精査された予算内容ではありますが、いま一度、事業内容と予算額の精査をお願いして、予算決算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。

議 長

委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。

まず、反対の討論を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

次に、賛成の討論を許します。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

議第20号「令和6年度白川町一般会計補正予算（第7号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議 長

起立全員であります。

よって、議第20号「令和6年度白川町一般会計補正予算（第7号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

次に、議第21号「令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議 長

起立全員であります。

よって、議第21号「令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

次に、議第22号「令和6年度白川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議 長

起立全員であります。

よって、議第22号「令和6年度白川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

◇日程第3

議第9号 白川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議第12号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白川町職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第14号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第15号 白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号 白川町子ども発達支援教室設置に関する条例を廃止する条例について

議第18号 白川町新庁舎建設工事請負契約の変更について

議第19号 蘇原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議 長

次に、日程第3に掲げました、「議第9号」から「諮問第1号」までの12案件については、2月27日の本会議において一括上程し、町長の提案説明を受けております。ただいまから、議第9号よりそれぞれ補足説明を求めながら、審議を行います。

議 長

日程第3のうち、議第9号「白川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第9号「白川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議第9号「白川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第10号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第10号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第10号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第11号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

町民課長

議第11号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第11号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第12号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第12号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第12号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する

る条例及び白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第13号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第13号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。6番

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

確認でございますが、第10条の2、住居手当についてですが「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」というところで、どんな場合が想定されているのかをお聞きしたいです。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

ここに書いてあるようなことになるが、これをどういうふうに取り取るかということになると思う。

議 長

答弁を終わります。再質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

通常の男女が婚約中だというような想定を私は申し上げているのではなく、ジェンダーの問題で、今、自治体の中で同性婚を認めている自治体もあり、そういった場合もこれを適用するのかということがお聞きしたかったので、改めて質問させていただきます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

ここに書いてある条文からはそこまでのことは読み取れないと思うので、レアケースがございましたら、その都度検討する形になると思います。

今ここで職員の中にジェンダーがいるかという辺りまでは、ちょっとわかりませんが、該当があったらその都度この条例に照らし合わせて判断する形になります。

議 長

答弁を終わります。再質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

ということは、もし当該職員からこのような申請があった場合は、十分に熟慮されて、しかるべき対応をとっていかれるという解釈でも取れるということによかったですか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

はい、その通りです。

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第13号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第14号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。町民課長。

(町民課長 長尾茂気君 登壇)

町民課長

議第14号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第14号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第15号「白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 中村豊君 登壇)

建設環境課長

議第15号「白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第15号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第15号「白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第16号「白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第16号「白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第16号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第16号「白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第17号「白川町こども発達支援教室設置に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君 登壇)

教育課長

議第17号「白川町こども発達支援教室設置に関する条例を廃止する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第17号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第17号「白川町こども発達支援教室設置に関する条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第18号「白川町新庁舎建設工事請負契約の変更について」を議題とします。

補足説明を求めます。庁舎整備室長。

(庁舎整備室長 竹腰耕太郎君 登壇)

庁舎整備室長

議第18号「白川町新庁舎建設工事請負契約の変更について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議 長

起立全員であります。よって、議第18号「白川町新庁舎建設工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、議第19号「蘇原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。

補足説明を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君 登壇)

企画課長

議第19号「蘇原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第19号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第19号「蘇原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

次に、日程第3のうち、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

説明を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君 登壇)

町 長

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。お諮りします。

本件は人事案件でありますので、この際、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。

諮問第1号について、適任との意見を答申することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議 長

起立全員であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任として答申することに決しました。

議 長

ここで、10分間休憩します。

(午後2時00分)

議 長

再開します。

(午後2時10分)

◇日程第4

議第23号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

議 長

日程第4 議第23号「公の施設の指定管理者の指定期間の変更について」を議題とします。本件は追加議案として提出されましたので、議案書については、別紙お手元に配付しておりますので、そちらをご覧ください。

説明を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君 登壇)

教育課長

議第23号「公の施設の指定管理者の指定期間の変更について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第23号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第23号「公の施設の指定管理者の指定期間の変更について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第5

発議第1号 白川町議会の議員定数条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第5 発議第1号「白川町議会の議員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案に対しては、杉山哉史議員他1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されていますので、これを本案と併せて議題とします。

はじめに、原案の説明を求めます。4番 田口守也議員。

(4番 田口守也議員 登壇)

4 番

発議第1号「白川町議会の議員定数条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

続いて修正案の説明を求めます。2番 杉山哉史議員。

(2番 杉山哉史議員 登壇)

2 番

発議第1号「白川町議会の議員定数条例の一部を改正する条例について」に対する修正案について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

はじめに、原案賛成者の討論を行います。1番 三戸勝徳議員。

(1番 三戸勝徳議員 登壇)

1 番

発議第1号「白川町議会の議員定数条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論を行います。

改正により、現在の議員定数9人を1減し、8人とするものでありますが、これは議会改革の一環であり、一議員の役割や責任を明確にし、議会機能を強化することにも繋がると考えます。議員定数を削減することで、町民の利益に繋がらないのではないかと懸念も考えられます。しかし、少数精鋭という言葉がありますが、この言葉の持つ意味について、私は単に数は少ないが、優秀な人の集まりというのではなく、少数だからこそ精鋭になる。つまり、少数にすることで、精鋭集団ができると捉えております。削減により、議員一人一人の意識がさらに高まり、議員活動もより一層活発になることで、そうした懸念も払拭されるものと思います。

過去を振り返りますと、2005年、平成17年3月議会で定数削減が可決され、現在の9人となりました。まさにこの3月でちょうど20年となります。この間、白川町の人口は約3,600人減少しており、今後もその傾向は続いていくものと推測されます。また、昨年12月に実施しました、町民に対するアンケート調査では、実に77%の方が削減すべきと回答されました。さらに、定数は7人とすべきとの回答も多くありましたが、一度に2人を減らすことは混乱を招く恐れもあり、今回は1人の削減にとどめることが賢明であると考えます。

今後は、議会基本条例に沿った議会活動、および議会運営の一層の充実を図り、行政とともに、課題解決に向け、注力して参りますこととお約束し、賛成討論といたします。

議 長

続いて、原案及び修正案反対者の討論を行います。5番 佐伯好典議員。

(5番 佐伯好典議員 登壇)

5 番

発議第1号「白川町議会の議員定数条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論を行います。

本町の議員定数に関して、人口減少が進む中で、議員定数についても検討すべきであることは理解しています。しかし、現時点では、以下の理由により維持が望ましいと考えます。

一つ、多様な意見の反映を妨げる可能性があるという点です。現在、社会の変化は加速し、町が直面する課題はより多様化しています。問題に適切に対応するためには、多様な視点を持つ議員がいることが重要であり、定数が減ればその分意見が単純化され、一部の考え方に偏る可能性があり、多様な声を反映したまちづくりが難しくなってしまいます。

二つ目に、地域政治に関心を持つ人材の参入障壁を高める可能性があるという点です。白川町では、前回、前々回と選挙が行われており、議員のなり手不足に関しては当てはまらないと言えます。こうした中で、定数削減は、町政に参画しようとする人材、特に若い世代や女性の政治参加への機会を狭めることになりかねず、町政に新たな視点を取り入れる機会を失うことにも繋がります。

最後に、今回の定数削減案において重要な論点は、人口減や財政負担の軽減という単純な視点ではなく、議会と住民の相互理解をどのように維持、強化していくかという点にあると考えます。議員定数の削減が、住民の声をより適切に町政へ反映する仕組みを伴わないまま進められるのであれば、それは結果として、住民と議会の距離を広げることになりかねません。これを防ぐためには、住民が町政に意見を届ける仕組みを整備することが必要であり、町民が議会に意見を述べる機会の拡大、ICTを活用したオンライン意見交換会の実施など、議員定数の削減によって失われる可能性のある住民の声を補う手段を十分に検討すべきです。私は、議員定数の削減を完全に否定するものではありません。しかし、削減によって、住民と議会の距離が広がり、住民の声が届きにくくなる状況を生み出すことは、避けなければならないと考えています。そのためには、まず住民がより積極的に町政に関わる仕組みをつくること、住民の声を反映できる体制を強化すること、そして議会が機能低下しないよう対策を講じることが先決です。これらが十分に議論されないまま、定数削減だけを進めることには賛同できません。議会の役割とは何か、住民の声をどう町政に活かすかを今一度議論し、その上で慎重に判断す

ることを求め、私の反対討論とします。

議 長

続いて、原案賛成者の討論を行います。3番 伊佐治優議員。

(3番 伊佐治優議員 登壇)

3 番

発議第1号「白川町議会の議員定数条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論いたします。

昭和31年に合併して誕生した白川町の議員数は58名と旧町村の議員定数で発足し、翌32年に26人と定め、昭和36年3月定例会で18人に改正しました。当時は選挙区を地区ごとの白川、蘇原、黒川、佐見に分け、第1から第4選挙区として実施していました。自分が役場に入った昭和54年からは、全町1区の実施となり、昭和60年には16名、平成10年に15名、平成17年の美濃加茂市との市町村合併破綻後は9名に削減しました。また、その間の人口は、昭和35年の約1万8,000人をピークとして、昭和60年には1万3,000人、合併破綻時の平成17年は1万500人、現在、令和6年度末では約7,000人の人口となっています。議員定数の考え方で、人口という要素を一つの基準とすることは原点であるのではないかと思います。人口が減少している白川町では平成17年の約1万人の人口で定数が9人に対して、現在の人口で定数を維持することは難しいのではないかと考え、今回1名減とし、引き続き検討してはどうかと考えます。

議員の仕事は、町民の多種多様な意見や要望を議会で取り上げ、町政に反映し、町民福祉の向上を目指すことにあります。多様な意見を集約し、社会情勢、財政状況を勘案し、最適な選択肢を示すことが、議会の重要な責務であり権限であると思います。ただし、百人百様の民意全てを町政に反映することは不可能で、それによって自治体としての意思決定が滞ることは避けないとはいけません。議員が減ることにより、民意が町政に反映されなくなるとの考え方があります。直接、町民とのコミュニケーションで民意を図ることは重要ですが、インターネットや各種SNSなどの様々な広告媒体が普及し、それぞれの方法で民意を図り、また発信することも可能で、的確な民意の把握のためには必須の手段となってきたと思います。そういう意味からも、現在の定数維持が町民の負託に応えることができていないといった根拠にはならないのではないかと思います。また、議会によるアンケート調査でも、約8割近い町民の方が、削減する意見でした。議員定数は適正化、削減が必要でないのではとの声は、裏を返せば、町民生活の向上のために、今以上に議員自らが考え、動き、学べとの声であり、我々議員が緊張感を持って、不断の努力と研鑽が求められているのではないかと思います。ICTツール等の活用による議員活動、事務作業の効率化や、さらに、議会報告会、町民との意見交換など、いわゆる議会の見える化についても、同時に積極的に進めていくことも必要なこ

と思われまます。

次期任期より、現在定数を削減し、自分達、議員自ら切磋琢磨することで、町民の方々の審判に応えられるものであると思います。議員各位におかれましては、新たな時代の開かれた議会となるための第一歩としてご理解いただき、議会と町行政が一丸となり、各種の問題解決に力を注げることを希望し、賛成討論とさせていただきます。

議 長

続いて、原案及び修正案反対者の討論を行います。6番 梅田みつよ議員。

(6番 梅田みつよ議員 登壇)

6 番

議案及び修正案の改正をする条例について、反対の立場を表明いたします。

四つの理由を申し上げます。一つ目に住民の声を反映するためには、一定数の議員が必要です。現在、白川町の議会は9名で構成されておりますが、地域の様々な意見を十分に反映することは容易ではございません。削減すればするほど、特定の意見に偏る危険性が高まり、結果として、住民の意思が反映されない政治になるという危機感を抱いております。特に、本町は広大な面積を有し、それぞれの地域ごとに環境を初めとした、文化や生活に大きな違いがあります。家庭内においても、年代ごとに価値観を有し、希望や訴え、生活様式や思考は時代とともに変化しております。私は唯一の福祉系の職を持つ議員としても、その変化を感じるところでございます。

二つ目に、議員が減ることによって、各議員の負担が増すことです。それは決して健全な状態ではないと考えております。地域の課題への対応が遅れる可能性があります。ひいては、行政のチェック機能が弱まる結果となります。この白川町のような面積を持つ地域では、多くの意見が議会に届く仕組み作りを維持すべきです。

三つ目に、財政面、財政負担面ではどうでしょうか。4年前のアンケートでは、議員のなり手が無いのは報酬が少ないというご意見も踏まえて考えてみてください。議員が1人削減された場合の財政効果はいかがでしょうか。それは非常に限定的な発想であると考えます。それよりも、住民の意見を十分に反映できなくなるデメリットの方が大きいのではないのでしょうか。削減をすることによって、確かに議会運営の効率化と、意思決定や政策スピードは上がると考えられますが、それは十分な議論を尽くし終えたと考えべきでしょうか。私は硬直した馴れ合い議会は、住民の望む自治とは思いません。

最後、定数8人程度の全国の議会構成の平均年齢は64歳です。私も10年もすれば、その層になる訳ですが、小規模の議会には高齢層の議員の定着が起り、政治の閉鎖、議会運営の硬直が発生します。だからこそ、様々な年代層が活躍できる議会運営こそ維持しておくことが、私達現役世代の使命ではないのでしょうか。この先、人口がさらに減少し、地域が衰退していくのは政治の責任です。責任を果たしていくために維持をすべきと強く訴えております。

定数は再度考える時期が来ると思います。住民アンケートでも明らかでございますが、そのタイミングは今ではないのではないのでしょうか。なぜ削減を急ぐのか理解ができず、納得することはできません。私は現在の状態で、まだまだ白川町議会は元気であり続けたい、そして白川町が元気であること、皆さんの幸せを願っております。

定数削減は議会改革ではありません。よって、定数維持の姿勢で反対討論といたします。

議 長

続いて、原案賛成者の討論を行います。

(「なし」の声)

議 長

なしと認めます。

続いて、原案及び修正案反対者の討論を行います。7番 今井昌平議員。

(7番 今井昌平議員 登壇)

7 番

この条例は、先般の委員会で賛成6人、現状維持を含めて反対3人ということで、ここに上程されてきたところでございます。今2人の反対討論を聞き、まさにその通りだと思っております。定数削減によって、当選のハードルも上がってきます。今、いろいろ言われていますが、定数のことよりも、議員のなり手が無いというのが、全国の市町村、特に町村の一番の悩みというか、問題になっております。これが進んでいけば、本当に二元制の民主主義の原点、議員があり、執行部の町長があるということで論議しながら、町を維持し、発展をしていくというのが基本でございますが、ご承知の通り白川町もだんだん人口が減りました。そして議員定数も9名になって20年経ったと記憶しております。一時的に無投票を防ぎ選挙が実現しても、定数を下げたことにより、得票数が増え、立候補を取りやめ、潜在的なり手が存在する可能性があります。全国町村議会議長会に「なり手の検討会」というのがございまして、現地調査に訪れた議会では、なり手が無い訳ではないが、何らかの障壁を感じて、立候補しないだけであり、背中を押せば出る人がいるというようなことも聞いております。定数削減は、小規模な地域、集落による議員の輩出を阻害することです。これは事由としてよく言われることですが、落選を恐れて、候補者を立てづらくし、小さな集落に地域の声が届きにくくなるということは言われていることとございます。これを言うと、全町一区ですので、地域の代表という考えは当然古いという。今言われた、パソコンとかSNSや、LINEとかいろいろありますし、交通手段も道路も良くなりました。だから、それは古いと言われますが、現状を見ていただきたいと思います。今の議員の中でも、地域の推薦のような形で出てきています。これからは、地域のことも面倒を見なければいけないし、町の将来のこと、町全体の諸問題について活動する議員が必要であると思われておりま

す。強調したいのは、なり手不足を解消するために選挙実現のための定数削減というのではない。一度削減すると、その後増加することは不可能だと思っております。

議員の会議でなり手が無いということと言うよりも、議会も住民も9名の定数が多すぎるという思いで、論議をしたように思っております。定数削減は、小さな地域、集落の声が議会に届けにくくなるのは多様性の低下を意味します。昭和22年、議員定数が法定制になり、地方自治法の9条で定められた人口区分では5,000人から1万人未満の町村は22人と法定されておりました。それを、さっきも話があったかもしれませんが、平成11年の改定では、上限数という表現を使っておりますけれども、18人と規定されております。何も、当町の人口が7,000人を割ったからと定数削減をするのは、私は理解に苦しむところでございます。

住民の皆さんも人口が少なくなれば、議員定数も削減してもよいという思いは聞いておるんですが、人口減を根拠としての定数削減は合理性がなく、町の面積や時代背景の違い等を差し引いても、現在の定数は少なくないと私は思っております。議会の重要性を住民の皆さんに理解していただくことが一番不足しておると私は思います。

アンケート結果は、200人回答があったと思います。200人の人が議会というところはどういう権限があり、どういう仕事をするところかは、当然でございますけれども、経験がない訳ですが、興味があつてアンケートに答えていただいた結果だと思っております。

今私が申し上げたいのは、議会、議員、その重要性というか、この町で一番議会が一番大事だと言うとおかしいが、編成権と執行権というのは、町長を初め二元代表ですので選ばれた町長の方にあります。それを決めるのは議会なんです。それで監査ももちろんやり、使い方がいいかを見るのも議会なんです。これは極論の話ですけれども、議会が予算を否決したら、来年度の予算は執行できないという。端的に言えばそういうシステムなんです。うちの議会は昨年度の決算、あるいは住民の要望等を聞かれて、慎重に編成をされてきておるとは思っているし、議会も要望書を出して、返答もいただいているので否決するとか、もめるようなことはないと思っておりますが、やっぱり、200人のアンケートを回答した皆さんが、どこまで議会というのが大切であるか、そして選挙、話はずれるかもしれませんが、本当に投票率が悪くなっております。町村の議員の選挙は割と投票率は良いようでございますが、新聞等で知っておられるように、よその首長の選挙は36%か40%で50%を切れて選挙が成立してきているところでございます。まさに、白川町はもちろん、私も議員になってから4期目ですが、1回目は無投票だったが、あとは選挙でした。これは白川町はまだいいと思っておられるかもしれないが、1名ぐらい余分に出て、選挙をやらないよりはやった方がいいということになっておりますけど、それは目先のことであって、減らして、来期、再来期には人口はもちろん減りますし、そんなところで選挙もできなくなったり、無投票になったり、

あるいは選挙が成り立たず1人欠員というような、方々ではそういうところがあるよう
でございますけれども、そういうことになりかねない。そうなったらもうこういう所は
衰退をしていきます。町として、まちとして、村として成り立たなくなっていくとい
うのが私は将来、先はそうなると思います。いたずらに目の前のことで、議会改革で減
らせとかは、逆ですよ、増やしてもいいんですよ。私はそう思っております。特にこの
法律のできた基は2,000人未満の町村は12人は議会は必要だということをやった
法律もあったんですよ。昔だからと言いますが、そういうところも考慮しまして、
私は皆さんに一番言いたいことは、町民の皆さん、有権者の皆さんに、くどいかもし
れませんが、議会の権限とか成り立ちを公平にと、一生懸命思ってみえないと思う
ので、アンケートの結果を私はあまり信用はしていないが、アンケートは大事です
から、みんなの声を聞いたということになりますけど、そういうことで、今やらねば
ならないのは議員もですし、行政もみんな町で大事なことをする、民主主義の大
事なこと、主権者教育を徹底的にやってみて、議員はこうだということを書いてほ
しい。そういうことをみんなが知ってから、報酬はどうやってことも論議して
いただきたい。長くなって申し訳ございませんでしたが、一応これは反対討論とい
うことになると思いますけれども、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長

その他、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

採決については、白川町議会会議規則第88条の規定により修正案から採決します。

それでは、杉山哉史議員他1名から提出された発議第1号の修正案に賛成の方は、起
立願います。

(2名起立)

議 長

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

議 長

続いて、原案について採決をします。

発議第1号の原案に賛成の方は、起立願います。

(起立5名)

議 長

起立多数であります。よって、発議第1号「白川町議会の議員定数条例の一部を改正
する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第6

発議第2号 白川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

発議第2号「白川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務常任委員長。

(総務常任委員長 田口守也議員 登壇)

総務常任委員長

発議第2号「白川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

発議第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、発議第2号「白川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。

議 長

お諮りします。明日5日から7日までと、10日、11日は議事の都合のため、8日、9日は休日のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、明日5日から11日までの7日間は休会することに決しました。したがって、3月12日午前10時から本議場において会議を開きます。

それでは、本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2 時 5 5 分 散会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員